

工事に伴う埋蔵文化財届出の手引き

宇治市歴史まちづくり推進課
文化財保護係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

tel.0774 - 21 - 1602 (直通)

fax.0774 - 21 - 0400 (共通)

URL <https://www.city.uji.kyoto.jp/site/bunkazai/list34-53.html>

周知の埋蔵文化財包蔵地(以下「遺跡」)内での土木工事に際しては、文化財保護法第 93 条の規定により、工事開始日の **60 日前までに届出が必要です**。この手引きに準拠して届出をしてください。

A. 手続きの順序

1. 遺跡の確認 ⇨ 遺跡地図

『宇治市遺跡地図(2002年版)』を使用し、所在地図で遺跡(赤色)に該当するかどうかを確認してください。該当する場合は、一覧表から該当する番号を検索し、遺跡の名称、内容、状況などを確認してください。

大規模な開発で遺跡に該当する場合、史跡等指定地(緑色)における工事の場合は、すみやかに当課と協議するよう依頼します。なお、状況が遺跡消滅の「DD」の場合は該当しません。

2. 届出書の作成 ⇨ 書式は歴史まちづくり推進課、もしくは宇治市ホームページ(上記 URL 参照)

工事範囲が遺跡に該当する場合は、事前の届出が義務づけられます。書式に基づいて、届出書を 2 通作成してください。書式は当課もしくは宇治市ホームページにあります。不明な点がありましたら、お問い合わせください。

3. 届出書の提出 ⇨ 2 通提出

届出書は当課の文化財保護係に 2 通とも直接提出してください。担当者が記載項目と添付書類の事前確認を行った後に受け取ります。記載事項に不明な点がある場合は、担当者が質問をさせていただくことがあります。なお、書類不備の場合は、受け取ることができません。ご注意ください。

4. 受理書の送付 ⇨ 宇治市から

書類検査の後、届出を受理した旨の通知書を宇治市教育委員会から届出者に対してお送りします。この通知書では、届出に対する方向性を京都府基準(次頁参照)に基づいて示しますが、正式な指示は次の京都府教育委員会から伝達される内容となります。

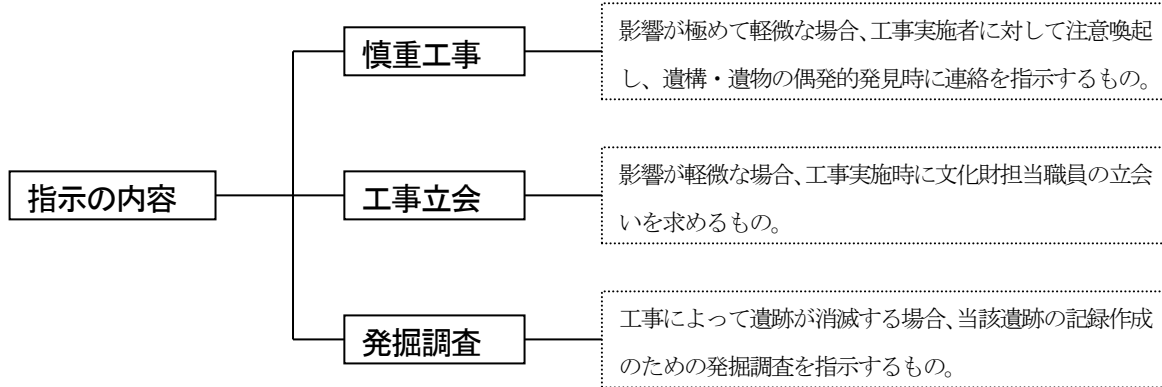
5. 指示内容の決定 ⇨ 京都府から

宇治市が受理した届出書は、すみやかに京都府教育委員会に送付することになります。京都府では届出内容の審査が行われた後、この届出に対する指示内容が行政決定され、おおむね 2~3 週間後に正式な指示が、宇治市経由で書類伝達されることとなります。

B. 指示の内容

1. 慎重工事・工事立会・発掘調査

届出に基づく指示(文化財保護法第93条第2項)については、京都府基準に基づいて以下の三通りとなります。



2. 発掘調査の基準

上記における発掘調査や工事立会などに関しては、京都府からおよそ次の基準が示され、これに該当する場合にそれぞれ指示されることになっています。

発掘調査を要する場合

1	土木工事等により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は、発掘調査を行うものとする。
2	掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、施工内容等によって埋蔵文化財に影響が及ぶおそれがあると判断される場合の事例等 <ul style="list-style-type: none"> ・良好な遺物包含層や遺構面の上面から、おおむね厚さ 30 cm以上の保護層を確保できない場合。 ・対象地の堆積土の状況によるが、盛土等の厚さが 2~3m 以上の場合。 ・対象地の堆積土の状況によるが、盛土等の厚さが 2~3m 未満の場合であっても、古墳・堀跡等のように地表面に顕在している遺跡に影響を及ぼす場合。
3	道路(植樹帯、歩道等を含む。)、鉄道、橋梁、ダム、河川等の恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。ただし、次に掲げるもののうち、上記1及び2に該当しないものは発掘調査の対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 道路構造令に準拠していない農道、私道等 イ 道路の植樹帯・歩道等のうち、将来にわたって地下埋設物の設置等が予想されない区域 ウ ダム予定地内のうち常時満水位より高い区域や河川敷内の高水敷 エ 公園、グラウンド、平面駐車場、建築物等
4	2において、保護層が確保される場合であっても、鋼管杭の打設又は柱状改良等の施工によって埋蔵文化財に影響を及ぼす範囲については、発掘調査を行うものとする。(※平成28年7月から追加)

工事立会あるいは慎重工事の場合

工事立会	慎重工事
ア 掘削深度が浅く遺構面に達しない場合。 イ 盛土内の掘削である場合 ウ 掘削面積が狭小である場合 エ 線掘工事の部分 オ 周辺の状況から遺構が確認される可能性が低い場合 カ 既に調査済み地点である場合 キ 既に埋蔵文化財包蔵部分が攪乱されている場合 ク 鋼管杭・柱状改良等の最大幅又は最大径が1m未満で、かつ非連続的に打設又は施工され、埋蔵文化財に影響を及ぼす範囲の面積が建築面積の5%未満の場合 (※平成28年7月から追加)	遺構の状況と工事の内容から、発掘調査及び工事立会の必要がない場合とする。この時工事实施者に対し、周知の埋蔵文化財包蔵地内での工事であるとの認識の上、慎重な工事の実施を依頼すると共に、遺構・遺物を発見した場合は、当該市町教育委員会又は府教育委員会に連絡するよう要請することとする。

C. 指示を受けた場合

1. 「慎重工事」の場合 ⇨ 土器など発見時は歴史まちづくり推進課に連絡

当該工事予定地は、可能性は低いものの土器などの遺物などが偶然に出土する場合がありますので、その旨を工事関係者に周知いただき、発見時はすみやかに当課（Tel21-1602 直通）まで連絡をしてください。職員が保護に出向きます。

2. 「工事立会」の場合 ⇨ 掘削工事日時を歴史まちづくり推進課に連絡

当該工事予定地では、遺跡が発見される可能性がありますので、掘削工事実施時に文化財担当職員が立会い、地下の状況を直接確認します。事前に掘削工事日時を当課（Tel21-1602 直通）まで連絡いただき、文化財担当職員と立会い日時の調整をしてください。

3. 「発掘調査」の場合 ⇨ 実施について歴史まちづくり推進課と相談

当該工事で遺跡が破壊されるため、事前に記録保存のための発掘調査を行い「発掘調査報告書」を作成することになります。すみやかに当課と協議をしてください。発掘調査が必要な範囲は、工事によって遺跡が破壊される範囲が基本となります。発掘調査は、依頼者と契約の後、宇治市教育委員会を発掘主体者とする法的手続きを行い、実施することを基本とします。発掘実施への流れは概ね下記のようになります。

発掘実施への流れ

- a. **依頼書の提出** ⇒ 当課と協議の上、宇治市教育委員会宛ての「発掘調査依頼書」を提出してください。書式は当課にあります。また発掘調査経費は依頼者（原因者）の負担となります。
(ただし、個人住宅等については公費負担になる場合がありますので、事前にご相談ください)
- b. **計画書作成** ⇒ この依頼書受理の後、当課では文化庁標準に基づいて発掘調査経費を含む発掘調査計画書を作成します。この計画案について協議を行い、実施案を確定させます。
- c. **契約書の締結** ⇒ 発掘調査計画確定後、宇治市長との間に「発掘調査受託契約書」を締結していただきます。
(この契約では、文化財の公益性から依頼者の土器等出土遺物の権利、図面や写真などの発掘記録の権利、発掘調査報告書の著作権などの権利を宇治市教育委員会へ一元化させていただきます。)
- d. **発掘実施** ⇒ 契約締結後、発掘調査を実施し、現地での発掘調査終了後、現地は直ちに依頼者に引き渡します。
(重要遺跡が発掘された場合は、すみやかに取り扱いについて協議を行います)
- e. **整理と報告書作成** ⇒ 現地での発掘調査終了後、出土品・発掘記録を当課へ移しこれらを整理した後に発掘調査報告書を作成し、一連の記録作成のための発掘調査を完了します。

ご注意 ・発掘調査の実施について依頼が重なりますと、依頼順の処理となり、ご希望の時期での発掘実施にお応えできない場合があります。ご了承ください。

届出書(別記2)の書き方

- ◎ 別記2の書き方は、書式の別記1にあります、下記の点にご注意の上ご記入ください。
- ◎ なお、届出書の表紙には、日付・氏名・住所を書いていただき、2通とも押印ください。

別記2

93条第1項・94条第1項(○で囲むこと)

京都府処理欄	教文第 号の		令和 年 月 日	
1 所在地	京都府 宇治市			
2 面積	工事(建築)計画面積	m ²	※敷地面積ではありません	
3 土地所有者	氏名等			
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()			
遺跡の名称		員数		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()			
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()			
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建築 集合住宅 個人住宅 工場 個人住宅兼工場又は店舗 店舗 その他建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備(農道等を含む) その他農業関係(農道等を含む) 土砂採取 その他開発()			
工事の概要	<p>工事の目的、内容を簡明に記入してください。 土木工事に関しては、掘削範囲と深さ。 建築工事では、建物の種類・規模・基礎構造・掘削深度、<u>鋼管杭・柱状改良の場合は、最大径と建築面積のうち杭打設面積が占める割合を記入して下さい(計算式も記入してください)。</u></p>			
6 工事主体者	氏名:	工事が請負契約の時は両担当者ともご記入ください。		
	住所:	届出者が工事主体者の時は再度お書きください。		
7 施工担当者	氏名:	工事の施工担当者をお書きください。		
	住所:	未定の場合は未定と書いてください。		
8 着手時期	令和 年 月 日	9 終了時期	令和 年 月 日	
10 参考事項				
指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他()			
起案	決裁	発送	引継	

『宇治市遺跡地図 2002年度』版を参照してご記入ください。該当項目に○をしてください。ない場合は()に記入してください。

【注意事項】 ①太線内は届出者が記入。 ②遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

【添付書類】

- ◎ 工事計画地の位置図、工事計画の平面図と立面図、建物の基礎伏図・基礎断面図、その他工事の内容を示す書類。
- ◎ なお、迅速な事務処理にご協力いただくために、図面類はA4・A3などに統一して、扱いやすく、理解しやすい書類作成に心掛けるようお願いいたします。